公　　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成24年５月９日　東京地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成24年５月23日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　東京地方裁判所刑事第９部

２　被告事件名　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反

３　被告人氏名　ゴラーム　レザー　ソルターニー

４　公 判 期 日　平成24年５月21日

５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

平成23年東地庁外領第9258号

符号40　現金55万円

符号57　現金42万6000円

平成23年東地庁外領第10856号

符号13　現金85万円

符号14　現金100万円

符号15　現金８万4000円

６　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、シャフルーズ　デラフシェ、シャープールことレザー　ソルターニー、トーヒードことファラマラズ　ゲンジ　マリィニ、サイード　アーメリーらと共謀の上、営利の目的で、みだりに

⑴　平成23年７月21日から同年９月11日までの間、別表記載のとおり、前後４回にわたり、東京都中野区弥生町２丁目49番先路上ほか３か所において、森﨑洋平ほか３名に対し、覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶合計約2.435グラムを代金合計10万5000円で譲り渡したほか、多数回にわたり、東京都内において、多数の氏名不詳者に対し、それぞれ、覚せい剤、大麻ないし麻薬を譲り渡す意思を持って、覚せい剤様の結晶を覚せい剤として、大麻様の樹脂状固形物及び乾燥植物片を大麻として、コカイン塩様の粉末を麻薬であるコカイン塩として、ＭＤＭＡ様の錠剤を麻薬であるＭＤＭＡとして、有償で譲り渡し、もって規制薬物を譲り渡す行為と、薬物犯罪を犯す意思を持って、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡す行為を併せてすることを業とし

⑵　同月12日、同都中野区若宮１丁目10番９号アイ・コート若宮105号室において、覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約2.748グラム、大麻を含有する樹脂状固形物約45.826グラム、大麻を含有する乾燥植物片約33.962グラム、麻薬であるコカイン塩を含有する粉末約6.035グラム、麻薬であるＮ・α―ジメチル―３・４―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名ＭＤＭＡ）塩酸塩を含有する錠剤約8.365グラム及び麻薬であるＮ・α―ジメチル―３・４―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名ＭＤＭＡ）塩を含有する錠剤約2.27グラムを所持し

⑶　同日、同都新宿区新宿２丁目６番３号藤和新宿コープ703号室において、覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約2.967グラム、大麻を含有する乾燥植物片約3.054グラム、麻薬であるコカイン塩を含有する粉末約11.534グラム及び麻薬であるＮ・α―ジメチル―３・４―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名ＭＤＭＡ）塩酸塩を含有する錠剤約4.213グラムを所持し

たものである。

別表

番号	犯行年月日（平成23年）	犯行場所(東京都)	譲受人	譲渡に係る規制薬物の種類・量	代　金
1	８月１日	中野区弥生町２丁目49番先路上	森﨑　洋平	覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約0.381グラム	２万円
2	８月２日	中野区弥生町２丁目18番11号先路上	バンダーグライスパーダ　みさこ	覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約1.165グラム	４万円
3	８月２日	中野区弥生町２丁目32番２号先路上	丸山　直政	覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約0.297グラム	１万5000円
4	８月５日	中野区中央４丁目３番４号先路上	長坂雄太郎	覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約0.592グラム	３万円
合計				覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約2.435グラム	10万5000円

工 場 財 団

奈良県桜井市大字谷８番地の１**桜井ガス株式会社**の工場財団に奈良県桜井市大字谷８番地の１桜井ガス株式会社の本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年５月９日

奈良地方法務局桜井支局

有権者申出方

元当局所属公証人堀頌治の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成24年５月９日　京都地方法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　エボリューション・ジャパン・アドバイザーズ株式会社

２．住所　東京都渋谷区恵比寿西１―19―６ＵＮパークビル３階（旧住所：東京都港区虎ノ門４―３―20神谷町ＭＴビル10階）

３．代表者の氏名　代表取締役　ショーン・ローソン

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第632号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年11月９日までに金融商品取引業者営業保証金規